

社員総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則（以下、「規則」という。）は、一般社団法人ワクチン問題研究会（以下、「この法人」という。）の社員総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 社員総会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (5) 次に掲げる事項
 - イ 社員総会参考書類の記載事項（議案、議案につき社員総会に報告すべき調査の結果があるときはその結果の概要及びその他社員の議決権の行使について参考となると認める事項）
 - ロ 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
- (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (7) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第37条第2項の規定により社員が社員総会を招集する場合には、その社員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

（招集の通知）

第3条 社員総会を招集するときには、定款第16条の規定に従い、正会員に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載するとともに、社員総会参考書類及び議決権行使書、出席票その他必要な書類を交付しなければならない。

（議決権を有する社員）

第4条 定時社員総会において議決権を有する正会員は、5月末日現在の正会員とする。

- 2 臨時社員総会において議決権を有する正会員は、招集通知を発する日の前月1日現在における正会員とする。

第3章 社員総会の開催

（正会員等の出席）

第5条 社員総会に出席する正会員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

- 2 他の正会員の代理人として社員総会に出席する者は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

（正会員以外の者の出席）

第6条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。

- 2 この法人の事務局職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て社員総会に出席することができる。

第4章 社員総会の議事

（議長）

第7条 定款第18条の規定に基づき、社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、代表理事に事故若しくは支障があるときは、業務執行理事がこれに代わるものとする。

(議長の権限)

第8条 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 正会員又は代理人として出席した者であつて、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 社員総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第9条 議長は、社員総会の開会に際し、事務局に出席した正会員数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(開会の宣言)

第10条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第11条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第12条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事及び監事に対し、その議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該社員総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由があると議長が認めるときはこの限りではない。
- 3 一般社団・財団法人法第37条の規定により正会員から招集の請求があった場合、同法第43条の規定により正会員から提案があった場合、同法第44条の規定により議案の提出があった場合、又は同法第49条第3項ただし書きに係る議案の提出があった場合は、議長はその正会員に議題又は議案の説明を求めなければならない。また必要があるときは理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第14条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第15条 正会員は、社員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は題1項の動議が、社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第16条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、業務執行理事が仮議長となり、その社員総会の議長を出席正会員の中から選出する。

- 3 社員総会の議長が、その社員総会において出席正会員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第17条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 修正案の採決については、原案に賛成の旨が行使された議決権については、修正案に反対として、また原案に反対または棄権の旨が行使された議決権については、修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。
- 6 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 7 議長は採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が正会員として議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

(出席した正会員の議決権の数)

第18条 社員総会の決議については、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した正会員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた正会員の議決権の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した正会員の議決権の数
- (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した正会員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第19条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第20条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言するこ

とができる。

(延期又は続行)

第21条 社員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに社員総会に出席した正会員及び代理人に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続の日は、当初の社員総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第22条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事については書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 3 議事録には、議長はこれに記名押印しなければならない。

第5章 補 則

(改廃)

第24条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規定は、令和6年5月30日から施行する。